



市からの連絡帳

税・年金

償却資産申告書を送付します

事業用資産を所有している方に、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している資産について申告していただいています。平成25年度の償却資産申告書を12月上旬までにお送りしますので、事務処理の都合上、平成25年1月21日(月)までに申告してください。

事業用資産を所有している方で、申告書が届かない場合には、資産税課へご連絡ください。

また申告書を直接持参する場合は、資産税課(田無庁舎4階)へお越しください。※地方税第383条による申告期限は、「1月31日まで」となっています。

◆資産税課 田(☎042-460-9830)

年金受給者の「扶養親族等申告書」は期限までに提出を

老齢年金は、その年の支払い額が一定額以上の場合、各支払月に支払われる額から所得税が源泉徴収されます。

□源泉徴収の対象 ①65歳未満の方…年金額が108万円以上 ②65歳以上の方…年金額が158万円以上

※上記①・②の額より少ない方は源泉徴収されません。

配偶者控除や扶養控除などの各種控除

を受けるためには、毎年「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」のはがきの提出が必要です。申告書のはがきは、11月上旬に日本年金機構から対象者へ送付されます。申告書の提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合があります。提出期限の11月30日(金)までに、必ず郵送してください。

※源泉徴収の対象とならない方には、はがきは送付されません。

☎武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)・ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)※IP電話・PHSからは(☎03-6700-1165)

◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

くらし

木造住宅の耐震診断・耐震改修費用を助成

市では、災害に強い街づくりを推進するための一環として、木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を予算の範囲内で助成します。

◆木造住宅の耐震診断費用の助成

□対象となる建築物 昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造住宅で、自己が所有し居住用に供している住宅

□助成金額 6万円を上限に、耐震診断費用の2分の1以内(千円未満の端数は切り捨て)

◆木造住宅の耐震改修費用の助成

□対象となる建築物 耐震診断を行った

結果、現行の耐震基準に適合しておらず、市の定める基準に合わせて耐震改修を行った住宅

□助成金額 30万円を上限に、耐震改修費用の3分の1以内(千円未満の端数は切り捨て)

※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

□共通事項

◇診断機関は「社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員」「東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所」「建築士で市長が認めたもの」を指定しています。

◇助成金の交付は、同一の住宅に対して耐震診断・耐震改修各1回を限度とします。◇助成金の交付は、耐震診断・耐震改修の完了後となります。

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工した場合は助成できませんのでご注意ください。

◆都市計画課 田(☎042-438-4051)

文化・スポーツ

平成25年度のスポーツ施設利用の事前申請

市内で活動するスポーツ団体などが主催する、広く市民を対象としたスポーツ大会などに関して、施設利用の事前申請を受け付けます。

12月10日(月)以降に、各施設の空き状況をスポーツセンターへ確認のうえ、申請

してください。利用決定は、受け付け締め切り後2週間~1カ月程度となります。

□受付期間 12月10日(月)~25日(火)

※先着順ではありません。

※期間終了後は、1月21日(月)以降先着順で随時受け付けます。

※詳しくは、下記へお問い合わせください。

☎スポーツセンター(☎042-425-0505)

◆スポーツ振興課 田(☎042-438-4081)

平成25年度「きらっと」文化活動団体を対象とした事前調整会議

平成25年度に南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」で展示会などを行う文化活動団体を対象に、調整会議を行います。

時 11月26日(月)午後6時30分~

場 きらっと

☎スポーツセンター(☎042-425-0505)

◆スポーツ振興課 田(☎042-438-4081)

保谷こもれびホール臨時休館日

12月4日(火)は、館内設備点検などにより臨時休館します。

ご理解とご協力をお願いします。

☎保谷こもれびホール(☎042-421-1919)

◆文化振興課 田(☎042-438-4040)

年末保育を実施します

地域の子育て支援事業として、年末に保護者の方が就労のため家庭で保育ができない場合、市内認可保育園でお子さんの保育を実施します。

時 12月29日(土)午前7時30分~午後6時30分の間で、保護者の方の就労に応じた必要な時間

※午前10時までに登園。午後からの保育は行いません。

□実施場所 ①ほうやちよう保育園(保谷町3-13-1) ②ひばりが丘保育園(ひばりが丘2-3-5)

③西原保育園(芝久保町5-4-2)

□保育要件 保護者の就労により家庭保育が困難と認められたとき

☎・☑市内在住で、満1歳~就学前の児童・各園30人

☎半日(午後1時まで利用の場合)

…1,500円

1日(午後1時を超えた場合)

…3,000円(おやつ代を含む)

※昼食は弁当を持参してください。

☎ 11月21日(火)~30日(金)に、下記の書類を添えて、保育課(田無庁舎1階)および各市内認可保育園へ(申込多数の場合は抽選)。

□提出書類 ①年末保育利用申請書 ②勤務証明書(両親分):12月29日が勤務であることを事業主が証明したもの ③児童連絡表 ④食事アンケート

※各書類は保育課および各市内認可保育園で配布します。

□決定通知 12月7日(金)に発送します。

◆保育課 田(☎042-460-9842)

ひとり親家庭等医療費助成制度

この制度により、18歳になる年度(3月31日)までの児童、および20歳未満までの障害のある児童がいるひとり親家庭やそれに準ずる家庭に対して、保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成します。

◆新規申請

☎ 下記のいずれかに該当する児童を扶養(監護かつ生計維持)する父・母・養育者

◇父母が離婚した児童

◇婚姻によらず出生し父の扶養を受けない児童

◇父または母に1年以上遺棄されている児童

◇父または母が、死亡・重度障害・1年以上拘禁・生死不明である児童

◇父または母が、DVIにより裁判所から保護命令を受けている児童

□申請書類 ①申請書 ②加入保険証の写し ③戸籍謄本 ④平成24年1月2日以降市内へ転入した方は、平成24年1月1日現在の住所地の市区町村長が発行する「平成24年度課税・非課税証明書」(扶養人数・各種控除額・課税状況など記載されているもの)

⑤「身体障害者手帳」または「愛の手帳」(お持ちの方) ⑥印鑑 ※児童扶養手当または育成手当現況提出時に②~⑤の書類を提出済みの方は、今回の提出を省略できます。

□提出先 子育て支援課(田無庁舎1階)

□助成対象外の方 次のいずれかに当てはまる方は、助成対象になりません。

◇医療保険に未加入

◇申請者または扶養義務者の所得(養育費含む)が制限額(右表)以上である

◇生活保護を受けている

◇医療費の自己負担分のない施設に入所している

現況届(更新手続き)の提出を

ひとり親家庭などの医療費助成制度をご利用の方に、10月下旬、現況届をお送りしました。平成25年(1月1日~12月31日)の医療証の交付を受けるには、現況届による更新手続きが必要です。

提出期限は11月17日(土)です。受給資格があっても現況届がないと医療証が発行されませんので、必ず提出してください。

◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

□平成24年度所得制限額表(平成23年中の所得)

①所得限度額		
扶養人数	本人	扶養義務者・配偶者・孤児の養育者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円

②所得限度額への加算		
以降1人増すごと	38万円	38万円
老人扶養親族1人につき	10万円	(2人目から)6万円
特定扶養親族または19歳未満の控除対象扶養親族1人につき	15万円	0

③所得限度額から控除できるもの・額		
種別	本人	受給者(養育者)・配偶者・扶養義務者
社会保険料相当額(一律)	8万円	8万円
障害・勤労学生控除	27万円	27万円
特別障害者控除	40万円	40万円
寡婦(寡夫)控除	0	27万円
寡婦特別加算控除	0	8万円
雑損、医療費、配偶者特別、小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額

※所得とは、給与所得者の方は給与所得控除後の金額、確定申告の方は収入額から必要経費を差引いた額をいいます。※離婚などで養育費を受け取っている方は、平成23年中に受け取った養育費の8割を所得に加算します。